

で、そのうち39人の方は既に他界されました。

ご本人の生前の意向を聴き、死後の尊厳を守る策を講じることで、墓埋法9条の適用も減るため、市が負担する費用が減り、結果として財政面も助けることにつながります。

⑤今後の課題について

「エンディングプラン・サポート事業」の対象者は、墓埋法9条と整合性を図るため、親族・所得・資産・年齢・独居・市民などの要件をつけているので急増はしません。それでも徐々に登録者が増加するため、現状の体制(正規2名、委託1名)で、どこまで対応できるのかという点が課題です。

◆「わたしの終活登録」

①取組の経緯

市では「エンディングプラン・サポート事業」開始当初の2015年7月には、すでにこの事業も着想していました。暮らしにゆとりがあり、葬祭事業者や寺社に十分費用を支払える市民でも、緊急連絡先、かかりつけ医、墓の所在地など、周没期(亡くなる前後)の情報が全く分からないことが増えてきています。周没期関連情報(終活情報)を市役所に登録してもらい、いざという時に、救急隊・医療機関・警察などから問合せがあれば登録内容を回答して、早期にご本人を救い、尊厳を守るために2018年5月から始めました。

②事業の概要及び意義

本事業の概略は、申請者が終活登録申請書を記載し市で保管します。市は終活登録証を発行します。0歳以上の全ての横須賀市民が対象です。未成年者は親権者の意思に基づき登録が可能です。

緊急連絡先、かかりつけ医、血液型、アレルギー、介護などはどこの事業者とつながっているか、終活ノートはどこに保管したか、どこの葬祭事業者と生前契約をしているか、遺言書の有無や保管場所はどこか、お墓の所在地はどこか、などの終活情報を生前に登録してもらいます。往来で突然倒れてしまったり、認知症などにより伝えられなくなったり、亡くなられた時

に、病院・警察・救急隊・ご本人が指定した方からの問合せに、ご本人が登録した内容を伝え、早期にご本人を救済し、葬儀などの思いを実現する事業です。

登録は原則ご本人が、電話・電子申請・郵送申請で行います。また、既に認知症等でご本人意思が分からない場合でも、同居のご家族による代理登録などの対応も行っています。

電話申請の場合は、仮登録後に携帯用カードがご本人宅に届いた段階で、本人確認(本登録)完了としています。

「わたしの終活登録」を行政が行う意義は、「エンディングプラン・サポート事業」と重なりますが、万が一ご本人が街中で倒れた場合、警察や病院等は市役所に問い合わせてきます。その時に「わたしの終活登録」の情報を答えることでご本人の尊厳を守ることができるという点にあります。これは行政だからできる事業です。

③利用実績及び取組効果

2021年度の登録者数は96人で、延べ登録者数は512人です。制度に関する問合せや、相談だけの方もいます。

「わたしの終活登録」は、登録も回答も希望者や問い合わせしてくる方がいない限り、市役所からは動きません。極めて少ない業務負担で済みますが、問合せが入り、当事者が登録していれば、その登録内容を伝えることで登録者を救うことができるという、大きな効果が得られる事業です。

④今後の課題について

コロナ禍以降は、登録を希望して来庁する方が激減しました。そこで、電話登録や電子申請もできるようにしましたが、今まで地域の町内会などから希望されると出向いて説明する「出前トーク」に頼っていた周知も、コロナ禍により回数が激減したことが影響して、登録件数は伸び悩んでいます。

「わたしの終活登録」は、「エンディングプラン・サポート事業」の予算(実質20万円弱)の範囲内で行っているため、登録者数をどのようにして増やしていくかが今後の課題です。

(2) 終活支援条例を制定

(神奈川県大和市)

次に、2021年7月から大和市終活支援条例を施行した神奈川県大和市の「おひとり様などの終活支援事業」をご紹介します。

①取組の経緯

大和市の高齢化率は、全国平均と比べて低いのですが、65歳以上の方を含む世帯における一人暮らし世帯の割合は全国より高く、今後、国の推計値と同様に増加した場合、2040年には、65歳以上の方を含む世帯の半分近くが、一人暮らし世帯になる可能性があります。このような中、身寄りがいない、頼れる人がいないという高齢者が増加すると見込んだ市長の発案により、2015年から「高齢者に対する葬儀等に関する支援」について検討を始めました。

2016年7月から親戚など身寄りがなく、経済的にもゆとりがない方を対象に、葬儀等の生前契約を支援する「葬儀生前契約支援事業」を始めました。しかし事業開始後の相談者の傾向としては、「身寄りがいないわけではない」、「経済的に困っているわけではない」という方が多数でした。そのような状況であったため、2018年6月から支援対象を拡大し、事業名も変更して「おひとり様などの終活支援事業」としてリニューアルしました。

②事業の概要及び意義

葬儀を任せられる身寄りがいないなどの理由で、生前に葬儀等の契約を締結することや、死後の遺品整理などの段取りができるように、葬祭事業者や神奈川県司法書士会など大和市が連携して支援を行います。

この事業は、対象者や葬祭事業者等に対して、大和市が補助金を支給する事業ではありません。あくまでも、対象者が葬祭事業者等をご自身で探し、ご自身で契約するものです。そのため最初に市は協力葬祭事業者リストの提供や葬儀納骨についての情報提供などの支援を行います。

対象者は、経済的な状況やご親族の有無は問わず、大和市内在住でご自身の死後に不安がある一人暮らしの方、夫婦や兄弟姉妹のみで暮ら

している方などです。「高齢の方」とパンフレットなどには記載していますが、年齢制限は設けていないため、実質どなたでも継続して支援を行う事業登録者となっています。

親族以外の方に、ご自身の死後の遺品整理や各種契約の解約手続きなどをご希望される場合は、司法書士などの専門家から指定された方に連絡が届くように大和市が手配します。

また、対象者の方でご希望される場合は、定期的な安否確認や、亡くなられた後にご親族、知人にお墓の所在地などの情報を提供します。

その他、記載したエンディングノートの保管場所がない方のノートは市で保管も行います。

相談についても、相談者である市民が必ず市役所に訪れなければならないわけではなく、足が悪くて移動が出来なければ、職員がご自宅に伺うこともあります。

高齢者の中には、情報収集や終活に関する手続きを自ら行うことが苦手な方が多くいらっしゃいますが、市役所という公的機関に対してだからこそ安心して個人の事情や悩みの相談に対処できているのだらうと思われます。市民の側に立って無償かつ回数の制限もなくアドバイスができる窓口は、市役所ならではの取組です。また、相談の中で生活保護、高齢者向けサービス、介護サービス等の行政サービスについて関係部署に即座につなぐことができるのも市役所の強みです。

③終活支援の窓口を開設した理由

終活はご本人のこれまでの生き方や、これからのことを整理する大切な作業であり、また、相談内容も葬儀・納骨、お墓、遺品整理、エンディングノートの書き方、死後事務委任、相続など多岐にわたり、個々の状況に応じて適切なアドバイスをする必要があります。そのため、市民に分かりやすい専門の窓口を常設し、市民の方が相談しやすい、訪ねやすい環境が必要であると判断したため、窓口を開設しました。

④利用実績及び取組効果

2021年度の相談件数は延べ285件で、事業に登録された方は7人でした。終活に関する相談